

一般社団法人 日本印刷産業機械工業会 定款

昭和50年11月19日 制定
平成元年12月25日 改正
平成15年9月5日 一部改正
平成21年6月22日 一部改正
平成23年4月1日 改正
平成28年5月26日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本印刷産業機械工業会（英文名 Japan Printing Machinery Association。略称「JPMA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、情報加工機器（印刷産業の用に供するものに限る）、製版機械、印刷機械、製本機械、紙工機械並びにこれらの周辺機器及び印刷産業用に供するソフトウェア（以下「印刷産業機械」という。）の生産、流通、貿易の増進を図ることにより、印刷産業機械産業の総合的な発展に資し、もって我が国経済社会の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 印刷産業機械の生産、流通、貿易及び需要に関する調査研究
- (2) 印刷産業機械に係る技術、企業経営に関する調査研究
- (3) 印刷産業機械に関する情報の収集及び提供
- (4) 印刷産業機械に関する内外関係機関との交流及び協力の推進
- (5) 印刷産業機械に関する標準化の推進

- (6) 印刷産業機械に関する展示会、講習会等の開催
- (7) 印刷産業機械に係る環境、安全及び品質問題に関する事業の推進
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 法人会員は、印刷産業機械の製造又は販売を営む法人とする。
- (2) 団体会員は、印刷産業機械の製造又は販売を営む法人を構成員とする団体とする。
- (3) 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

2 前項の会員のうち法人会員及び団体会員をもって正会員とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員にあっては、本会に対してその権利を行使する代表者1人（以下、「会員代表者」という。）を定め、会長に届出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速かに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、総会において別に定める分担基準及びその納入方法により、毎事業年度、会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当

該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なおこれを1年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員である法人が解散又は破産したとき。
- (4) 第5条第1項の規定による会員資格を失ったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から第10条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員を設置)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上 22名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とし、6名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、同項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員である会員代表者のう

ちから選任する。ただし、特に必要であると認められる場合は、理事にあっては3人を限度として、監事においては1名を限度として、正会員以外の者を選任することができる。

- 2 任期中に交代又は増員により理事及び監事を選任する場合も、第1項と同様とする。
- 3 会長、副会長、専務理事、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 全ての理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のために忠実にその職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまで、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

(役員解任)

第 17 条 理事及び監事は、総会の議決を得て解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

2 前項において、役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員に属さない監事に対しては、総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

(取引の制限)

第 19 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事の利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 20 条 本会は、法人法第 114 条の規定により、理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 21 条 本会に、最高顧問 1 名と顧問 1 名及び相談役 3 名以内を置くことができる。

2 最高顧問には本会の会長経験者、顧問には本会の副会長経験者、相談役には本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 最高顧問及び顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対し

て意見を述べることができる。

- 4 相談役は、本会の運営に関して会長及び理事会から諮問された事項について参考意見を述べるができる。
- 5 最高顧問、顧問及び相談役の任期は2年とする。
- 6 顧問及び相談役は無報酬とする。

第5章 総会

(構成)

第22条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 常勤の理事及び会員に属さない監事の報酬の額
 - (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (5) 事業報告書及びその附属明細書の承認、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 会費の分担基準及びその納入方法
 - (7) 定款の変更
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 法令に別段の定めがある場合を除き、総会においては第25条第3項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第24条 総会は、定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに書面により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる」とされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決 権)

第27条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(定 足 数)

第28条 総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決 議)

第29条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票集の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第30条 本会は、総会の招集にあたって、理事会の決議に基づき、総会に出席できない正会員が、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、又は電磁的記録により議決権を行使できるものとすることができる。この場合において、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定及び解職
- (4) 総会の決議した事項の執行に関すること。
- (5) 総会に附議すべき事項

(開催)

第34条 理事会は毎年4回開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定 足 数)

第 37 条 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 39 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 社団法人日本印刷産業機械工業会から承継した資産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合は、理事会の決議により執行することを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

3 前項の場合にあつては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

4 第 1 項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。

5 第 1 項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第 1 号から第 5 号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（また、従たる事務所に 3 年間）備え置きするとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(特別会計)

第 44 条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 45 条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金及び重要な財産の処分等)

第 46 条 本会は資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年未満のものを除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を得るものとする。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も同様とする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得て、変更することができる。

(解 散)

第 48 条 本会は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得て、又はその他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第 49 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において総正会員の過半数以上の決議を得、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会及び部会)

第 50 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び部会を設けることができる。

2 委員会及び部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会及び部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 51 条 本会に、事務を処理するための事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

4 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、電子公告により行う。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(実施細則)

第 53 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人日本印刷産業機械工業会の会員である者は、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人日本印刷産業機械工業会の諸規程等は、一般社団法人日本印刷産業機械工業会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

5 本会の最初の代表理事は、小森善治とする。最初の業務執行理事は、樋口恭司とする。最初の監事は宮内忍、稲葉一雄とする。

本定款は、原本と相違ないことを証する。

会長 宮腰 巖